

宇和島第三（城東）職員住宅外壁修繕業務仕様書

この仕様書は、宇和島第三（城東）職員住宅外壁修繕業務について規定する。

1 業務名

宇和島第三（城東）職員住宅外壁修繕業務

2 業務内容

宇和島第三（城東）職員住宅外壁調査結果に基づき、爆裂箇所等の修繕を行う。
※詳細は修繕内訳書のとおり。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

4 実施要領

- (1) 受託者（以下、乙という。）は、愛媛県（以下、甲という。）が提供する宇和島第三（城東）職員住宅外壁調査結果書をよく確認し、業務内容について甲と事前に協議の上、施工方法等の詳細を決定すること。
- (2) 乙は、修繕に必要な器具の調達や人員の確保等を適切に行い、施工にあたっては安全に細心の注意を払うこと。
- (3) 各修繕箇所の修繕前・修繕中・修繕後の写真を撮影し、業務完了後に提出すること。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は乙で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ甲の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、乙は入居者及び周辺住民に支障のないよう十分注意すること。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、甲の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、甲と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了（完成検査）後1年以内に、この業務に起因する不具合が生じた場合は、乙は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、甲が必要と認めた作業は、契約金額の範囲内においてこれを実施するものとする。